

## 交付規定規程、公募要領の一部訂正のお知らせ

一般財団法人環境優良車普及機構

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)交付規程、公募要領に以下の通り訂正がございました。

訂正版の交付規程、公募要領は、平成28年4月16日に弊機構ホームページに掲載いたしましたのでお知らせいたします。

訂正部位	正	誤
交付規程 【5頁】 概算払いに関する文言を削除	(補助金の支払) 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。  2補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算払請求書を機構に提出しなければならない。	(補助金の支払) 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。 <del>ただし、必要があると認める場合においては、機構との協議を経て概算払をすることができる。</del>  2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。
【23頁】	様式第14 精算払請求書(第13条関係)	様式第14 精算(概算)払請求書(第13条関係)
【130頁】	精算払請求書 (様式の変更 概算払いの項目を削除)	精算(概算)払請求書
公募要領 【2頁】 加算金がかからないため削除	5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくこととなります。	5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。
公募要領 【21頁】	右 削除	国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る <del>交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額の返還が必要となるので、注意してください。</del>
様式第14	精算払請求書 (様式の変更 概算払いの項目を削除)	精算(概算)払請求書

以上